**別添-12　電子マニフェストの使用についての法令確認**

電子マニフェストの使用については、法律、施行令、施行規則（環境省令）によって規定されています。ついては、下記の規定に関する確認事項について該当する項目に✓印を記入し、最下部に確認者の氏名及び日付を記入の上提出してください。

１）法令に定められた電子情報処理組織使用事業者（排出事業者）が実施すべき行為

①電子マニフェストの登録行為

法第12条の5第1項及び第2項に従い、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合にお

いて、当該排出事業者は、運搬受託者又は処分受託者から情報処理センターが運営する電子マ

ニフェストシステム（以下「JWNET」という。）を経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分

（最終処分を含む。）が終了した旨を報告することを求め、かつ当該委託に係る産業廃棄物を

引き渡した後、環境省令で定める期間内（3日間）にJWNETを使用して電子マニフェストを

登録しなければならない。

　　　｛**□**　既に認識している　　　　　**□**　認識していない｝

②運搬又は処分の終了報告の通知に対する確認行為

登録された電子マニフェストに対して運搬受託者又は処分受託者から情報処理センターへ当

該運搬又は処分（最終処分を含む。）を終了した旨の報告がなされたとき、情報処理センター

は当該登録をした排出事業者に対して、終了した旨を通知（JWNETの通知情報を指す。）し

ます。この場合、法第12条の5第7項に従い、当該排出事業者は当該運搬又は処分が終了し

たことを当該通知により確認しなければならない。

　　　｛**□**　既に認識している　　　　　**□**　認識していない｝

③運搬又は処分の終了報告がない（期限切れ）通知に対する行為

環境省令で定める期間内（下記の注記参照）に上記②の運搬又は処分（最終処分を含む。）の

終了報告を受けないとき、情報処理センターは当該登録をした排出事業者に対して、その旨を

通知（JWNETの通知情報を指す。）します。この場合、法第12条の5第11項に従い、当該

排出事業者はその通知により運搬又は処分を委託した産業廃棄物の処理状況を把握するとと

もに、環境省令で定めるところにより適切な措置を講じなければならない。

注：運搬終了と処分終了の報告は、電子マニフェストを登録した日から90日以内

（特別管理産業廃棄物の場合60日以内）

最終処分終了の報告は、電子マニフェストを登録した日から180日以内

｛**□**　既に認識している　　　　　**□**　認識していない｝

２） 法令に定められた運搬受託者（収集運搬業者）が実施すべき行為

① 運搬終了の報告行為

法第12条の5第1項及び第2項に従い、排出事業者が電子マニフェストをJWNETによって情

報処理センターに登録を行った場合において、運搬受託者は、当該電子マニフェスト登録に係

る産業廃棄物の運搬が終了したとき、法第12条の5第3項に従い、環境省令で定める期間内

（3日間）にJWNETを使用して情報処理センターにその旨を報告しなければならない。

　　　｛**□**　既に認識している　　　　　**□**　認識していない｝

３）法令に定められた処分受託者（処分業者）が実施すべき行為

① 処分終了（最終処分を含む）の報告行為

法第12条の5第1項及び第2項に従い、排出事業者が電子マニフェストを情報処理センター

に登録を行った場合において、処分受託者は、当該電子マニフェスト登録に係る産業廃棄物の

処分（最終処分を含む。）が終了したとき、法第12条の5第3項に従い、環境省令で定める期

間内（3日間）に、JWNETを使用して情報処理センターにその旨を報告しなければならない。

　　　｛**□**　既に認識している　　　　　**□**　認識していない｝

②中間処理産業廃棄物の最終処分終了の報告行為

法第12条の5第1項及び第2項に従い、排出事業者が電子マニフェストを情報処理センター

に登録を行った場合において、処分受託者は、当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最

終処分が終了した旨が記載された管理票（マニフェスト）の写しの送付を受けたとき、法第

12条の5第4項に従い、環境省令で定める期間内（3日間）にJWNETを使用して情報処理セン

ターに当該最終処分が終了した旨を報告しなければならない。

　　　｛**□**　既に認識している　　　　　**□**　認識していない｝

**確認者の署名欄**

**確認日　　　　　年　　　月　　　日**

**EDI事業者番号**

**会社名**

**役職名**

**氏名（※）**

※代表者または運用管理責任者にてご署名ください。